

南相馬市高齢者総合計画【概要版】

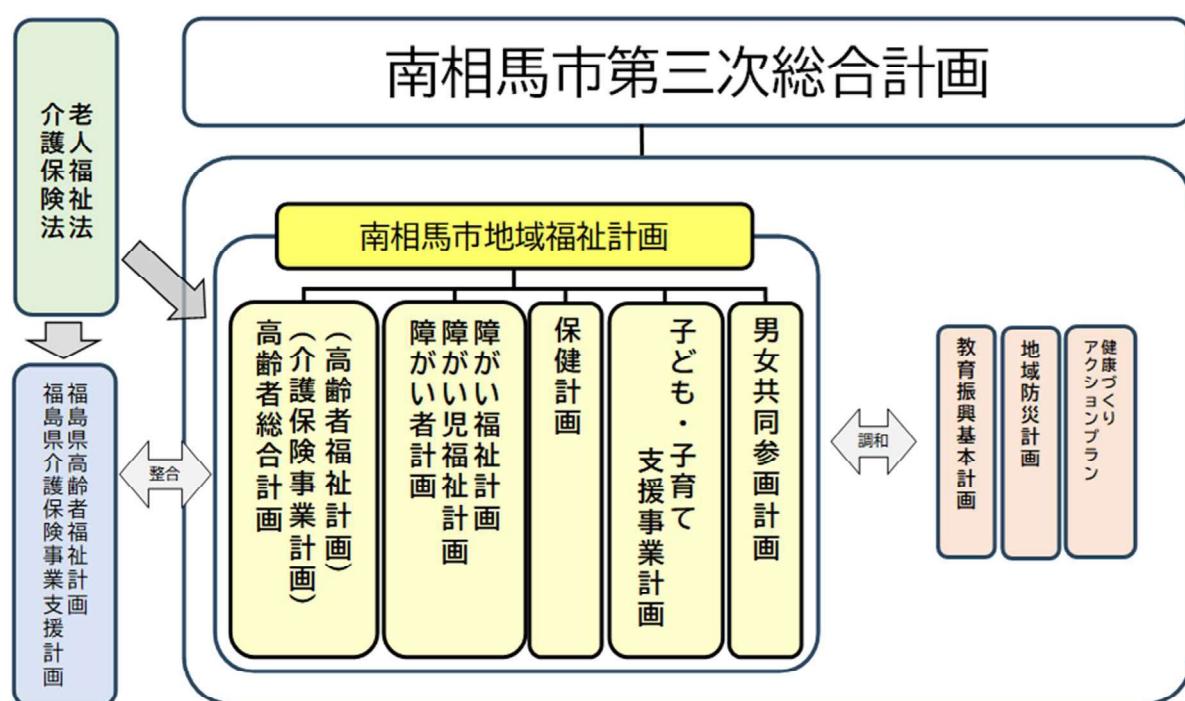
(第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とした「高齢者総合計画（第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）」を策定し、高齢者人口の増加を見据えた中長期的な視野で高齢者施策の推進を図ってまいりました。

このたび、現計画の計画期間が終了となることや、本市では市民の3人に1人が高齢者である現状、団塊の世代が75歳に到達する2025年を迎えること、高齢者人口や総人口の減少も見込まれる一方で要介護認定者は一定程度高止まりで推移することが見込まれることを踏まえ、高齢者一人ひとりが住みなれた地域で安心して生活を送ることができるまちづくりを目指すため、新たな高齢者総合計画を策定します。

2 計画の位置づけと計画期間



(1) 根拠法令及び他計画等との関係

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画、介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画の一体的な計画とし、本市の最上位計画である「南相馬市第三次総合計画」の部門別計画として位置づけ、市の諸計画との整合性や調和を図りながら策定します。

(2) 計画期間

令和6年度から令和8年度の3年間

(3) 計画の策定体制

①計画策定にあたり、保健・医療・福祉の関係者や関係団体の代表、介護保険被保険者（第1号、第2号）等の方で組織する以下の会議と専門部会において、高齢者を取り巻く現状の把握と評価、取組の方向性を協議・検討しました。

◆南相馬市地域包括ケアシステム推進会議

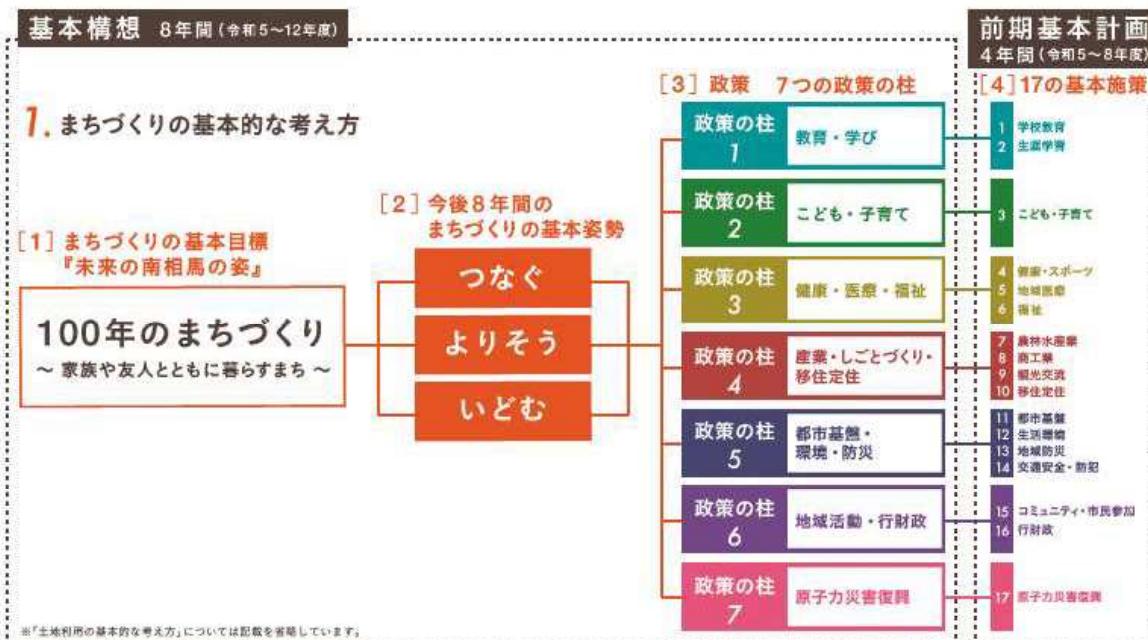
〔生活支援体制整備部会、医療と介護の連携部会、介護予防部会、認知症支援部会、介護保険部会〕

②市民アンケート、介護事業所調査を行い、在宅介護の実態把握と事業所運営状況の把握に努めました。

3 総合計画との関係

本市では令和5年度を始期とする「南相馬市第三次総合計画」を策定しました。未来の南相馬の姿である「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」の実現に向け、今後8年間で、市民が震災と原発事故からの復興・再生を実感できることを目指します。

本計画は市政の最上位計画である総合計画の実現に向けた、高齢者福祉分野の計画に位置付けられます。総合計画に掲げる基本目標および基本姿勢に準拠し、今後3年間で目指す姿や目標をより詳細に策定します。



4 まちづくりの基本姿勢と高齢者福祉分野の位置づけ

高齢者福祉分野においては、「まちづくりの基本姿勢」である「つなぐ」「よりそう」「いどむ」を以下のとおり実践し、南相馬市第三次総合計画の基本目標である「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」を推進していきます。

つなぐ

: 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域全体でつながりを持ち、世代を超えて支え合うことのできる地域づくりを推進します。

よりそう : 介護保険を利用する様々な方の実態を踏まえたサービス供給体制の構築を図り、要介護者や要介護者を在宅で介護している家族によりそう介護保険サービスの提供体制の充実を図ります。

いどむ : 高齢化率の上昇が今後見込まれる中でも、高齢者自身が心身の健康の維持・増進を図り、地域社会の一員として社会とのかかわりを保ちながら、生きがいを日々実感出来る社会づくりとともに、高齢化率の進展に伴い認知症高齢者も増えることが見込まれるため、認知症高齢者が地域社会において共生できる環境整備にいどみます。

5 現計画の概要

(1) 高齢者の健康意識の向上・生きがいづくりの推進

【現状】

- ・令和3～4年度は、度重なる新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、高齢者個人の主体的な健康増進や生きがいづくりの推進、他者との交流に大きな影響が生じた。
- ・市民アンケートでは、閉じこもり傾向ありの高齢者が令和2年より4.0%増加

【課題】

- ・コロナ禍の外出自粛の影響から、高齢者の主体的な運動、栄養（食・口腔）、社会参加促進への取組強化が必要
- ・関係機関・団体と連携し、高齢者の多様化する社会参加の活性化、健康意識の高揚、生きがいづくり支援の継続が必要
- ・高齢者に対する生活習慣病の重症化予防と、通いの場等への積極的な関わりによるフレイル予防の取組のため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的取組の継続が必要

(2) 高齢者が健やかに日常生活を送るための支援

【現状】

- ・単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯の増加から、緊急通報システム事業と配食サービスの利用者数は増加傾向
- ・市民アンケートでは、移動支援・緊急通報システム事業、見守り、ホームヘルプ、配食サービスなど、在宅の単身高齢者や高齢者のみ世帯を想定した生活支援サービスのニーズ増大

【課題】

- ・生活支援サービスのニーズ増大より、地域など多様な主体による支えあいや見守り体制の構築も必要
- ・加齢や認知症などにより、財産管理や日常生活上の手続きが困難になった方を支える、成年後見制度利用促進に向けた中核機関と制度利用促進のための関係機関の連携体制の整備が必要

(3) 地域包括ケアシステムの深化・推進

【現状】

- ・団塊の世代が、医療ニーズが増大するといわれる80歳に近づくことから、在宅での療養体制整備のため、医療と介護の専門多職種の連携体制強化が必要
- ・国、県、県内同規模市と比較すると、本市の認知症サポートー数が少ない
- ・市民アンケートによる、認知症に関する相談窓口の認知度は約3割にとどまっている

【課題】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小した高齢者の主体的な集いの場（週一サロン）の活動再開や活発化、新規立ち上げへの支援強化が必要
- ・在宅における自立した日常生活が継続できる心体づくり、人とのつながりづくり、それを支える生活支援策の強化が必要
- ・認知症の理解促進、認知症予防策の推進、認知症高齢者本人及び家族に対する支援、地域による認知症高齢者を見守る体制づくりなど、総合的な認知症施策の推進が必要

(4) 介護保険制度の安定的な運営と適切なサービスの提供

【現状】

- ・在宅介護者への支援として、介護知識・技術の習得につながる家族介護教室等を実施
- ・介護職員養成講座・介護人材確保のための助成制度の実施、外国人人材受け入れ支援
- ・介護分野におけるデジタル技術を活用した業務効率化・職員の負担軽減への対応の遅れ

【課題】

- ・継続的な人材確保と定着化への取組
- ・介護現場の業務効率化や職員の負担軽減につなげるためのデジタル技術導入促進と導入助成制度の周知と導入成果の共有

6 計画の基本理念・基本目標・基本施策

(1) 基本理念

高齢による状態の変化や病気により、介護サービスなどの支援が必要になっても、一人ひとりが「ふつう」の「暮らし」が継続できるという「しあわせ」を享受できる環境を整備していくことを本計画の視点とし、基本理念を以下のように定めます。

ふつうに・くらせる・しあわせ

(2) 基本目標

基本理念の実現に向け、本計画における基本目標として次の3点を掲げます。

基本目標1 「在宅生活の支援」の強化

高齢期になり、世帯状況や環境・心身の状態が変化しても、必要な時に必要なサービスを選択・利用し、高齢者それぞれの生活に合わせて福祉サービスを組み合わせながら、住み慣れた自宅で高齢者自身が自分らしい生活の継続を維持できる体制づくりを推進します。

基本目標2 「地域とのつながり」の強化

高齢者の単身世帯や高齢者のみ世帯の増加が継続している現状でも、高齢者同士、介護者同士、医療・介護・福祉等高齢者を支える人同士がつながることで、地域住民が共に支え合う地域づくりを目指します。

基本目標3 「健康な心体づくり」の強化

高齢者が自立して暮らし続けるためには、何より健康な体づくりが必要です。高齢者自身が心身の健康の維持・増進に取り組み、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、健康づくりの取組みを強化します。

(3) 基本施策

基本目標を達成するための取組として、次の3つの柱を掲げます。

- 1 高齢者が住み慣れて地域で自分らしい暮らしを送るための支援（生活支援と地域のつながり）
- 2 高齢者を取り巻く環境整備（地域包括ケア推進・健康づくり・認知症施策）
- 3 介護保険制度の安定的な運営と適切なサービスの提供（介護保険制度の推進）

7 計画の体系

基本理念	ふつうに・くらせる・しあわせ		
基本目標	「在宅生活の支援」「地域とのつながり」「健康な心体づくり」を強化		
基本施策	個別施策	個別事業	
1 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送るための支援	<p>1-1 高齢者の在宅生活を支える事業</p> <p>1-2 暮らしの安全や防犯・防災への取組</p> <p>1-3 高齢者虐待防止と権利擁護</p> <p>1-4 高齢者の孤立防止と見守り体制の強化</p> <p>1-5 高齢者活動団体・交流や社会参加への支援</p>	<p>1 高齢者生活支援ガイドブック 2 車いす同乗軽自動車貸出事業 3 外出支援サービス事業 4 マッサージ等施術費助成事業 5 軽度生活援助事業 6 配食サービス事業 7 生活支援ショートステイ事業 8 公共交通の確保 9 要配慮者家庭ごみ戸別収集事業</p> <p>1 交通安全対策の充実 2 防犯対策の推進・市民相談体制の確保 3 防災対策の推進 4 避難行動要支援者名簿の整備 5 災害時の福祉避難所の運営</p> <p>1 市民相談事業 2 高齢者虐待防止の推進 3 高齢者への虐待対応体制の強化 4 権利擁護事業 5 日常生活自立支援事業の推進 6 成年後見制度利用支援事業【強化】 7 老人保護措置事業</p> <p>1 安心見守りネットワーク事業 2 緊急通報システム事業【拡充】 3 在宅サービス利用者の見守り活動 4 安心見守り連絡会議 5 市内の被災高齢者への支援 6 市外の被災高齢者への支援 7 旧避難指示解除区域等における介護提供体制の確保</p> <p>1 老人クラブ活動への支援 2 シルバー人材センターの活動支援 3 元気高齢者の活動支援 4 生涯学習活動の推進 5 老人福祉センターの活用</p> <p>1 地域ケア会議の推進 2 地域包括支援センターの機能強化 3 生活支援体制の整備推進 4 在宅医療・介護連携の推進【強化】 5 高齢者のより良い住環境づくりの推進</p> <p>1 健康づくりの推進 2 介護予防普及啓発事業【強化】 3 筋力向上トレーニング事業 4 介護予防・生活支援サービス事業 5 住民主体の通いの場の普及・啓発【拡充】 6 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進 7 スポーツ活動の推進【新規】</p> <p>1 市民への認知症の理解促進 1 認知症セミナー【新規】 2 認知症サポートー養成講座の推進 3 認知症キッズサポートー養成講座の実施【新規】 4 指針の策定【新規】</p> <p>2 認知症の予防及び早期発見・早期対応の推進 1 認知症への気づき事業【新規】 2 認知症に関する相談窓口の普及・啓発【強化】 3 認知症相談事業 4 脳の健康づくり事業 5 高齢者補聴器購入費助成事業【拡充】</p> <p>3 認知症高齢者とその家族への支援の推進 1 認知症初期集中支援事業 2 認知症地域支援推進員活動の推進 3 チームオレンジの活動の推進【新規】 4 認知症カフェの普及【拡充】</p> <p>4 認知症高齢者の在宅生活支援 1 見守り活動の推進 2 徒歩高齢者等早期身元特定事業 3 徒歩高齢者等位置情報探索機器貸与事業 4 認知症高齢者等の安心安全のための支援【新規】</p> <p>1 包括的支援と多様な参加・協働の推進 2 共生型サービスの推進</p> <p>1 地域密着型サービス事業所等への指導の実施 2 サービス事業所への立入調査等の実施 3 介護認定・給付の適正化 4 介護保険料収納率の確保・向上【強化】 5 介護職員等専門人材の養成・確保の支援 6 介護人材における外国人の受入れ支援 7 介護事業所の介護職員・看護職員不足解消対策 8 介護職員合同就職説明会の実施 9 介護事業所の介護職員就労継続支援【強化】 10 南相馬市保育・介護・医療等人材バンク【新規】</p> <p>1 介護保険サービス基盤の整備とサービス必要量の確保【強化】 2 サービス利用の支援</p> <p>1 介護サービス提供事業者の活動環境の整備</p> <p>1 家族介護教室事業 2 紙おむつ・介護用品助成事業 3 家族介護者交流事業 4 仕事と介護・子育ての両立が可能な環境の醸成</p> <p>1 自然災害への対策支援 2 感染症への対策支援</p>	
2 高齢者を取り巻く環境整備	<p>2-1 地域包括ケアシステムの推進</p> <p>2-2 介護予防・日常生活支援の充実</p> <p>2-3 総合的な認知症施策の推進</p> <p>2-4 地域共生社会の実現に向けた取組の推進</p>		<p>生活支援と 地域のつながり</p> <p>地域包括ケア 推進・ 健康づくり・ 認知症施策</p>
3 介護保険制度の安定的な運営と適切なサービスの提供	<p>3-1 介護保険運営の安定化に資する施策の推進</p> <p>3-2 介護保険サービスの充実</p> <p>3-3 介護サービスの質の充実</p> <p>3-4 介護者への支援</p> <p>3-5 非常時における介護事業所等の業務継続への支援</p>		<p>介護保険制度 の推進</p>